

横浜市 犯罪被害者等支援条例 が制定されました

横浜市犯罪被害者相談室では、犯罪被害にあった方々への相談に応じ、支援を行なっています。
平成31年4月1日の条例施行により、被害者やその御家族・御遺族に対する支援を拡充します。

条例に基づく支援

(支援には一定の条件があります)



経済的負担
への支援

相談・情報
提供

住居支援

雇用の安定の
ための支援

日常生活
の支援

精神面への
支援



市民の皆様へ

犯罪被害を受けた方々を地域で支えるためには、市民の皆様の御理解・御協力が必要です。

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次被害についての御理解をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に、御協力をお願いいたします。



横浜市犯罪被害者相談室

一人で悩まず、
御相談ください

相談無料

TEL

045-671-3117

FAX

045-681-5453

Eメール

sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

【受付時間】 9時～17時(月～金 ※祝日・年末年始を除く。) 【相談員】 社会福祉専門職の市職員